

概要版

千代田区ウォークアブルまちづくりデザイン ～私たちがまちの主演 つながりを育む地域の「わ」～ (素案)

令和4年3月
千代田区

第1章 ウォーカブルまちづくり戦略の概要

世界の多くの都市で、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換することで人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組みが進められています。

日本においては、今後の都市のあり方として、地域資源として存在する官民の既存ストックを核に多様な人々の出会い・交流の場を生み出し、イノベーションの創出や人間中心の豊かな生活の実現を目指す「ウォーカブルなまちづくり」の推進を目指す機運が高まっています。

そのような中、令和3年5月に改定した千代田区都市計画マスタープランで定めた将来像「つながる都心」の実現に向け、「人中心」の量から質に転換したまちづくりを展開し、千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりを推進するため「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策定します。

千代田におけるウォーカブルなまちづくりの考え方

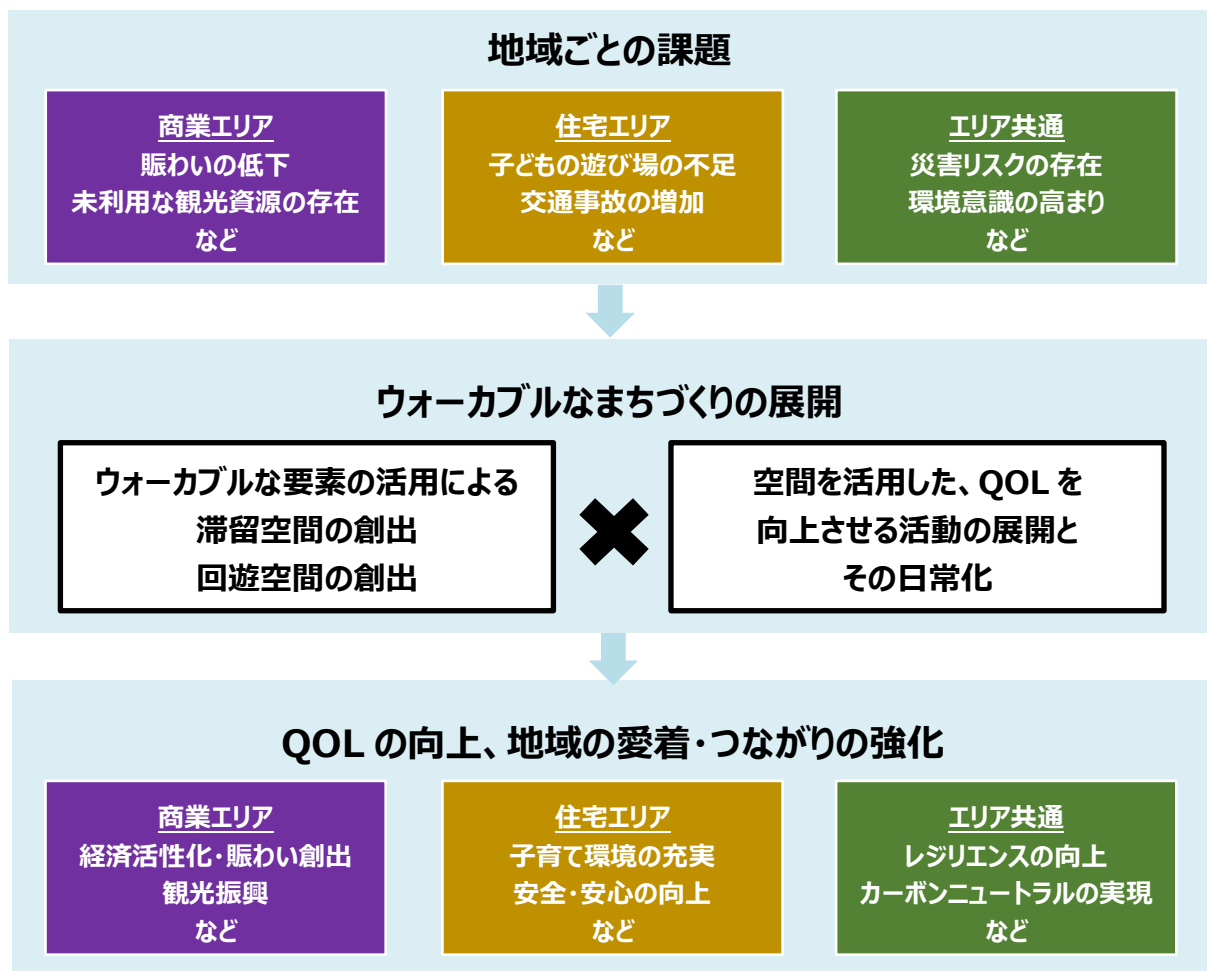
目的

地域の課題を解決し、「私たち」の QOL（Quality Of Life）の向上を図るとともに、地域の愛着・つながりを強化し、「つながる都心」を実現する

手法

「ウォーカブルな要素（地域資源）」を活用し、質の高い「滞留」しやすい空間、「回遊」しやすい空間をつくり、多様な人たちの活動を生み出す

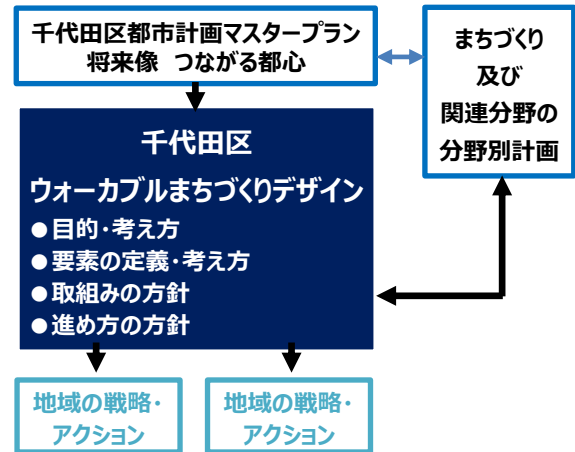
【千代田区におけるウォーカブルなまちづくりのイメージ】



ウォーカブルまちづくりデザインの意義・位置づけ

千代田区ウォーカブルまちづくりデザインは千代田区都市計画マスタープランの将来像「つながる都心」を実現するため、マスタープランで定めたテーマ別まちづくりの方針を横断して、千代田区でウォーカブルなまちづくりを展開していくための区民・事業者・行政で共有する指針となります。

そして、それぞれの地域でウォーカブルなまちづくりを展開するために、ウォーカブルなまちづくりの取組みや進め方の方針などを示します。



第2章 まちなかのウォーカブルな要素

居心地が良く、多様な人々が集い・出会い・交流が生まれる「滞留」しやすい空間の創出とそれぞれの滞留空間の行き来を促していく「回遊」しやすい空間の創出を推進するにあたっては、官民が連携して、地域に存在するパブリック空間、沿道建物、地域の歴史・文化、まちのアクティビティ、空間の設えといった「ウォーカブルな要素（地域資源）」を効果的に活用していくことが大切です。また、「ウォーカブルな要素（地域資源）」の活用にあたっては、季節・天候・時間帯等の条件の多様性や、そこで活動する人々のニーズの多様性について考慮していくことが必要です。

【「滞留視点」のウォーカブルな要素（例）】

パブリック空間	道路空間、地下通路・デッキ部通路、河川空間、駅前広場・地下広場、公園、公開空地、民地（暫定的な低未利用地等） 等
沿道建物	商業施設、公共施設、劇場、美術館、博物館 等
地域の歴史・文化	歴史的資源、文化的資源、パブリックアート 等
空間の設え	緑、区の花「桜」、広告、サイン、仮囲い、ベンチ、テーブル、仮囲い、街灯、水栓、電源、Wi-Fi、冷房設備、暖房設備、カメラ、センサー 等
まちなかの活動	日常的な活動、まちの香り・音、アート活動、地域のイベント、特色のある賑わい 等

【「回遊視点」のウォーカブルな要素（例）】

パブリック空間	道路空間、地下通路・デッキ部通路、河川空間、駅前広場・地下広場、公開空地 等
地域の歴史・文化	歴史的資源、文化的資源 等
空間の設え	緑のネットワーク、桜並木 等
まちなかの活動	特色のある賑わい 等



第3章 基本方針

方針1 地域の魅力を向上させる多様な人々の活動（出会い・交流）の創出

官民のパブリック空間、歴史的・文化的資源、まちのアクティビティといった多様な「ウォーカブルな要素（地域資源）」の一体的な活用により、空間の質を高めることで、「居心地の良い滞留空間」を創出し、近隣住民・事業者等のコミュニティ活動、近隣店舗からの活動のにじみ出し等、多様な人々の活動を起こしていくことを目指します。



▲木伏緑地（出典：盛岡市 HP）

方針2 地域の魅力を一層向上させる活動の輪の創出

道路のセミフラット化等による歩行環境の向上やモビリティの活用等による交通利便性の向上、情報発信等による回遊の創出を図ることで、「居心地の良い滞留空間」の間を結ぶ回遊ネットワークの構築を推進していきます。

方針3 その地域ならではのウォーカブルなまちづくりの展開

千代田区においては、大規模開発エリア、既存市街地エリア、住宅エリアを始めとした多様な地域が存在し、また、平日・休日でもまちの姿が大きく異なることから、地域の特色に応じたウォーカブルなまちづくりの展開を推進していきます。



▲日比谷ステップ広場（公開空地を活用したイベント／出典：民間空地等の多様な利活用に関する事例集）（国土交通省）

方針4 官民が一体となったチャレンジ

多様な主体間で地域に存在するウォーカブルな要素（地域資源）の共通認識を形成するとともに、地域独自の目標・ビジョンの構築を図っていきます。そして、区民・事業者・行政がそれぞれの役割分担に基づいた取組みにチャレンジしていきます。

第4章 実現への道筋

1 ウォーカブルなまちづくりの推進に向けた体制

ウォーカブルなまちづくりの推進にあたっては、地域独自の目指すべき目標・ビジョンを定め、地域の共通認識を構築し、それらに基づいて、「ウォーカブルな要素（地域資源）」を使い倒していくことが基本となります。具体的なアクションを推進する際には、一度で完成・成熟を求めるのではなく、更新・育成を続けていくこと、仮設・暫定利用、実験などのLQC（Lighter, Quicker, Cheaper）アプローチに基づき試行していくことが重要となります。

また、ウォーカブルなまちづくりに向けて、具体的なアクションを推進していくためには、区民・事業者・行政が一体的に取り組んでいくことと、区民・事業者・行政が各々の強みを活かせるように明確な役割分担をすることが重要になります。

区民・事業者等

- ・地域の目標・ビジョンの構築
- ・質の高い空間の創出
- ・活動の実施・日常化
- ・合意形成と申請手続き 等

行政

- ・ウォーカブルな要素の情報整理・提供
- ・活動を後押しする制度・環境の構築
- ・ガイドライン等の策定
- ・合意形成の支援と許認可手続き 等

2 ウォーカブルなまちづくりを推進する環境の構築

ウォーカブルなまちづくりを継続的に推進するための仕組みづくりやウォーカブルなまちづくりの取組みを牽引するパイロットプロジェクトの検討など、地域特色に応じたウォーカブルなまちづくりを推進できる環境を構築するための制度のあり方・創設について検討していきます。